

(別紙3)

平成 年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成27年4月以降）

1 事業所・施設の名称	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

4 社会福祉士等の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤)	人	②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	人	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	人						
②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	人						
5 常勤職員の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち常勤の者の数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 75%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち常勤の者の数 (常勤換算)	人	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち常勤の者の数 (常勤換算)	人						
6 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生活支援員等の総数 (常勤)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数3年以上の 者の数</td> <td>人</td> </tr> </table> → ①に占める②の割合が 30%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤)	人	②	①のうち勤続年数3年以上の 者の数	人	有・無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	人						
②	①のうち勤続年数3年以上の 者の数	人						

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2の（3）に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう生活支援員等とは、

- 療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）にあつては、生活支援員
- 自立訓練（生活訓練）にあつては、生活支援員又は地域移行支援員
- 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
- 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
- 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員（外部サービス利用型にあつては、世話人）
- 児童発達支援にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員又は指導員、加算（Ⅲ）においては、児童指導員、指導員又は保育士
- 医療型児童発達支援にあつては加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、加算（Ⅲ）においては、児童指導員・指導員・保育士又は指定発達支援医療機関の職員
- 放課後等デイサービス加算にあつては（Ⅰ）（Ⅱ）においては、指導員、加算（Ⅲ）においては、指導員又は保育士のことをいう。